

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月26日
【会社名】	株式会社フィードフォース
【英訳名】	Feedforce Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚田 耕司
【本店の所在の場所】	東京都文京区湯島三丁目19番11号
【電話番号】	03-5846-7016（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 西山 真吾
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区湯島三丁目19番11号
【電話番号】	03-5846-7016（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 西山 真吾
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

2021年8月25日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年8月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額466,270,400円のうち456,270,400円を減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、資本金の額の減少が効力を生ずる日は2021年9月1日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

持株会社体制に移行する予定に伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、2021年9月1日に効力が発生する旨の附則第1条（商号及び目的に関する経過措置）を新設するものであります。

なお、当該附則は効力発生日をもって削除するものといたします。

機動的な資本政策及び配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、現行定款第42条（期末配当金）及び第43条（中間配当金）を変更するものであります。

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、現行定款第13条第2項を追加し、併せて、経済産業省大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が発生する旨の附則第2条（株主総会の場所に関する経過措置）を新設するものであります。

なお、当該附則は効力発生日をもって削除するものといたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

塚田 耕司、喜多 宏介、西山 真吾、阿部 圭司及び岡田 吉弘を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに社外協力者に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	215,089	368	154	(注)1	可決 99.72%
第2号議案	211,598	3,859	154	(注)1	可決 98.10%
第3号議案				(注)2	
塚田 耕司	208,922	6,535	154		可決 96.86%
喜多 宏介	215,044	413	154		可決 99.69%
西山 真吾	215,037	420	154		可決 99.69%
阿部 圭司	215,035	422	154		可決 99.69%
岡田 吉弘	215,044	413	154		可決 99.69%
第4号議案	205,347	10,110	154	(注)1	可決 95.20%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 賛成割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上